

議案第8号

令和 2 年度

上天草・宇城水道企業団
水道用水供給事業会計予算書

上天草・宇城水道企業団

令和2年1月31日 原案可決
上天草・宇城水道企業団議会
議長 鶴戸 継啓

令和 2 年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 受水団体	宇土市 宇城市 上天草市 天草市
2 年間総供給水量	7,683,250 m ³ (365日)
3 1日責任供給水量	21,050 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道用水供給事業収益	1,380,708 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,098,705 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	282,000 千円
第 3 項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第 1 款 水道用水供給事業費用	1,089,437 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,006,485 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	77,948 千円
第 3 項 特 別 損 失	4 千円
第 4 項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入が資本的支出に対し不足する額 924,055千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 35,586千円、過年度分損益勘定留保資金 888,469千円をもって補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	7千円
第1項	企業債	1千円
第2項	補助金	2千円
第3項	固定資産売却代金	2千円
第4項	負担金	1千円
第5項	補償金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	924,062千円
第1項	建設改良費	404,556千円
第2項	企業債償還金	219,506千円
第3項	投資有価証券	300,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職員給与費	31,476千円
(2)	交際費	100千円

(たな卸し資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。